

令和6年度 流山市青少年指導センター運営方針 =開かれた指導センターを目指して=

青少年指導センターの運営基本方針

現代の青少年の動向及び青少年を取り巻く社会環境の変化を的確に把握し、青少年指導センター設置条例に示された業務内容の遂行と青少年を取り巻く社会環境浄化の推進を図るとともに、青少年の健全育成及び非行防止に努める。

主な業務内容

- ◆情報の収集とそれに伴った特別パトロール
- ◆補導活動・相談活動状況の集約
- ◆青少年社会環境浄化活動
- ◆県・他機関との連携
- ◆問題事例に応じての子ども家庭部との連携
- ◆センターでのネットパトロールの実施
- ◆ネットパトロール報告(情報収集、県との連携)

本年度の重点目標

青少年社会環境浄化事業について

「青少年ふれあい運動」

- ① 各地区での主体的な活動を通して、地区の教育力の向上を目指す。また、「ねらい」を明確にし、計画的な活動の実施に努める。
- ② 広報・啓発活動に力を入れ、青少年に対する認識を深める。
- ③ 地域とのつながりをより密にする、「地区活動」の積極的な実践を図る。
- ④ 地域行事を通して、学校・地域とより密接な連携に努める。

学校警察連絡協議会活動について

- ① 会員が主体的に協議し、各学校の抱える生徒指導上の問題の情報共有や各学校の連携を図り、指導・支援の効率化に努める。
- ② 内容や状況が学校では対応できない問題については、指導課・流山警察署・児童相談所等との積極的な連携に努める。
- ③ 児童・生徒の理解を深めるために研修を設定する。

補導活動について

- ① 市内の人口の増加や大型店舗の進出に伴う環境の変化及び青少年の実態に合わせた適切なパトロール活動を実施する。また、会員相互の連携を密にして、共通理解を図って活動にあたる。
- ② 研修を通して資質の向上を図ると同時に、青少年の心に対する認識を深める。また、学校協議会や各種青少年非行防止会議に参加して実践に活かす。

相談活動について

- ① いつでも悩みを相談できる体制の整備を行い、多くの方が利用できるように努める。ケースによっては庁内相談担当者や関係機関、スクールカウンセラーとの連携を図る。
- ② 各発達段階における特性を理解し、多角的・多面的に相談内容を捉えることができるよう、相談員は自己啓発・自己研鑽に努める。
- ③ 情報機器の普及により街頭でのパトロールでは発見しにくい、SNS等を通じたトラブルの未然防止、早期発見に努める。

重点目標達成のための実施計画

- ① 青少年社会環境浄化の3つの活動(集会、広報・啓発、実行)と実行委員会を計画的に実施する。
- ② 実行活動は、健全育成・非行防止についての店舗への協力要請活動とし、調査を通して、店舗側の理解と意識の向上を図る。
- ③ 市ホームページ・広報紙等により、広く市民に広報・啓発を図る。また、学校と連携し、保護者や教職員への啓発に努める。
- ⑤ 地域行事である納涼祭を見守る「納涼祭等パトロール」を補導員や保護者で実態に応じて協力して行う。

- ① 情報交換会の充実を図る。
 - ◇各中学校区で実施する。
 - ◇各校種で実施する。
 - ◇各中学校区ごとに地域警察官や市補導員を交えて情報交換・意見交換を行う。
 - ◇協議会会長、警察署(生活安全課)、指導課からの指導・連絡を会議の中に位置付ける。
- ② 講師を招聘での研修を行い、生徒指導力の向上を図る。
- ③ 指導センターに寄せられた情報は月1回提供する。また、緊急を要する場合は、コミュニティ課(市民安全パトロール隊)・指導課と連携し、迅速な対応を行う。
- ④ 少年非行についての研修会の実施。
- ⑤ 子ども達の安全確保のために、流山警察署との緊急連絡体制を整え、連携し、迅速な対応に努める。

- ① 青少年補導員の活動の充実を図る。
 - ◇一般補導員は、各支部で活動計画を作成し、自主的な活動を推進する。
 - ◇様々な補導活動の実践の機会を充実させる。(県下一斉広域列車パト・一般補導員合同パト・学校補導員合同パト・納涼祭パト等)
 - ◇センター職員による特別パトロール(随時)の実施。
- ② 補導状況については、学校・各支部・警察へ必要に応じて連絡し、情報連携の徹底化を図る。
- ③ 補導協役員会、役員会を機能させ、支部活動につなげる。また、補導員相互の共通理解を図る。(役員会は、年6回実施)
- ④ 補導協季刊誌「東保志」を発行し、活動を報告し、周知を図る。
- ⑤ 青色回転灯パトロール実施者証取得のための講習会の開催をする。

- ① 相談室は専門相談員等3名体制で月～金まで開設する。(第3水曜日は電話相談のみ)
- ② 関係機関との効果的な連携を図り、相談の解決に向け、適切な助言や支援を行うよう努める。
- ③ 共感的理解を基礎として、青少年や保護者との直接的・継続的な相談活動を推進する。
- ④ 各相談業務担当者との情報の共有(家庭児童相談、幼児相談、教育相談、いじめホットライン等)
- ⑤ 県のネットパトロールの報告について速やかな情報提供を行い、トラブルやネット被害の防止に努める。
- ⑥ センター独自のネットパトロールを毎日実施し、問題のある書き込み等について、早期発見・情報提供に努める。